

成年後見制度

判断能力に不安を抱える方の
権利と財産を守り、暮らしを支えます。

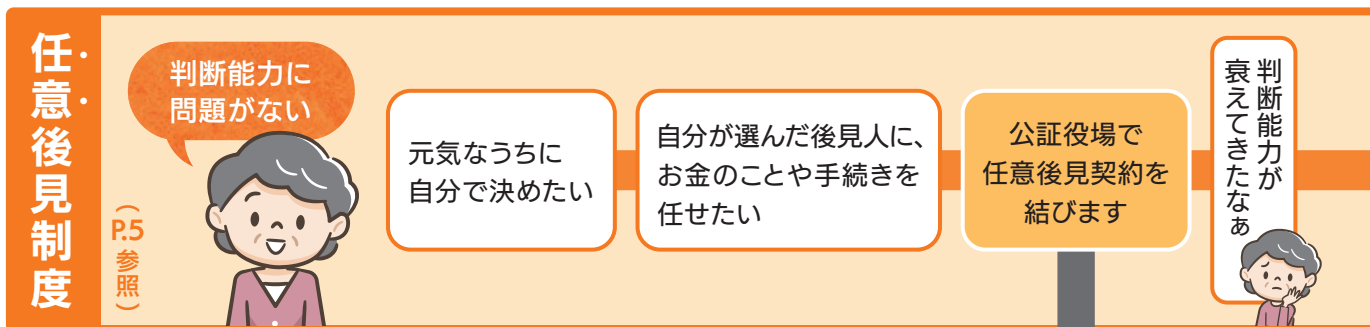
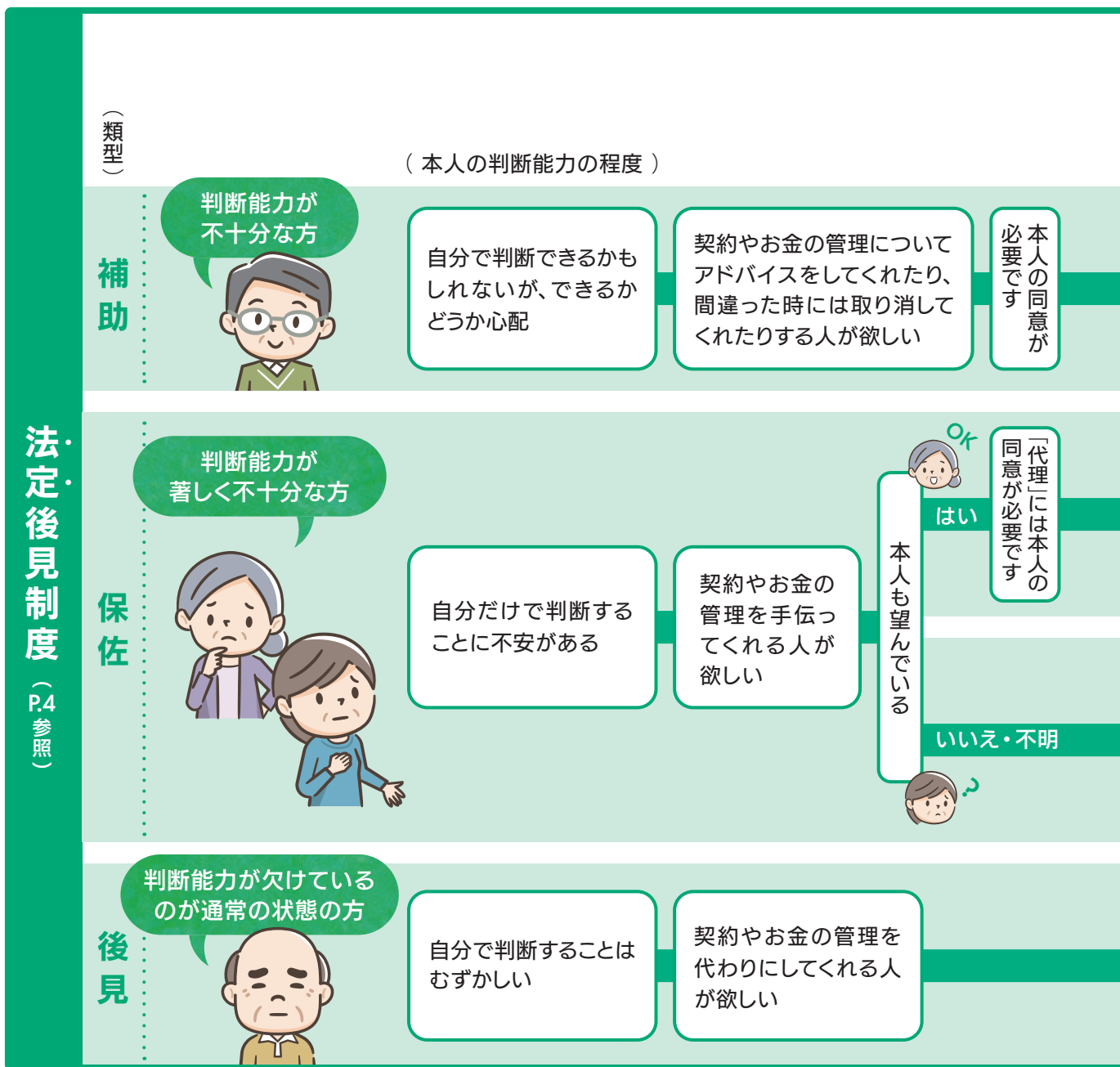


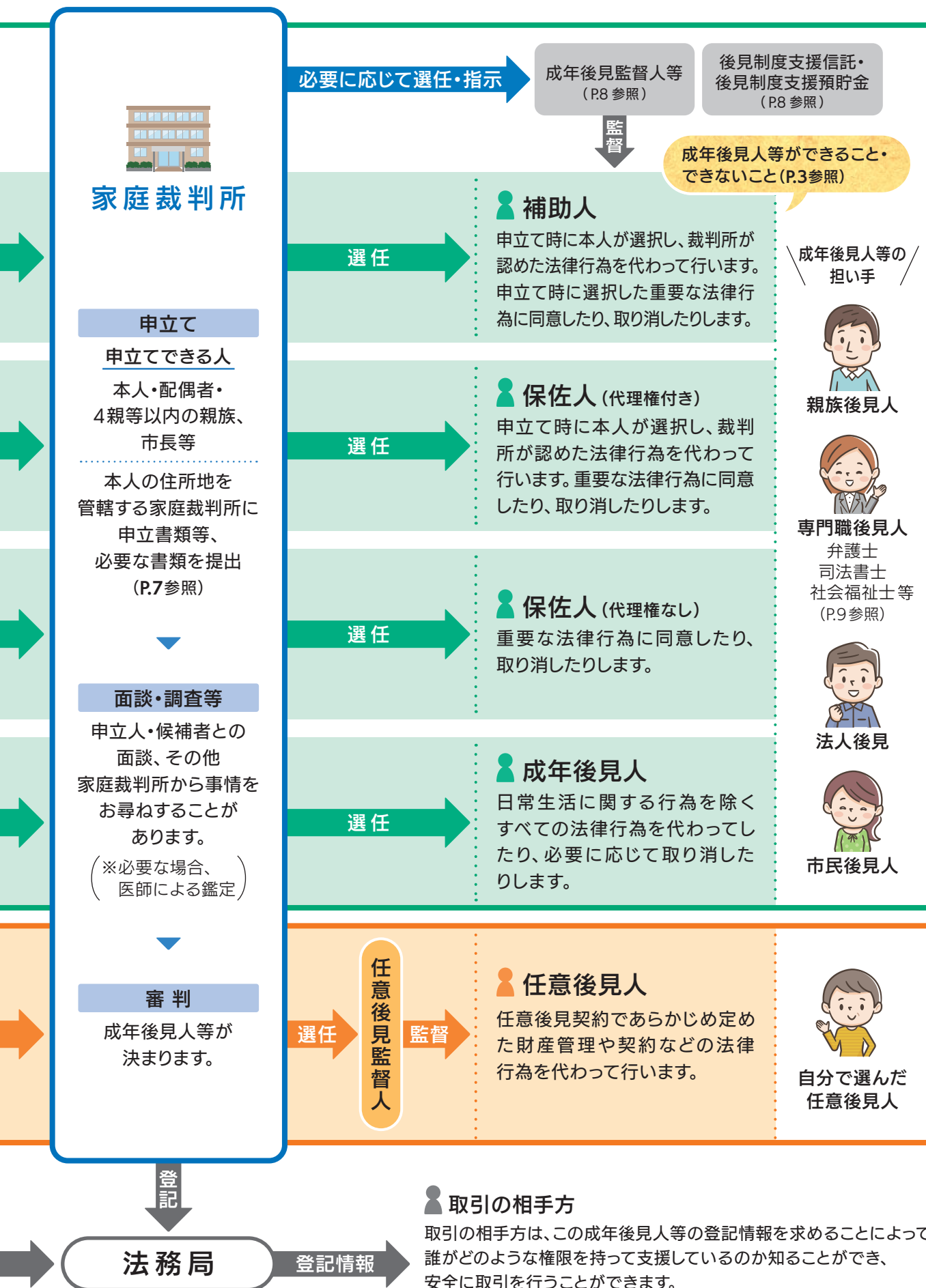
認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分ではない人のために、本人の権利を守る人(成年後見人等)を選ぶことで、法律的に本人を支える制度です。

目次

1. 成年後見制度利用の手順・流れ …………… P.1,P.2	4. 手続きに必要なもの …………… P.7
2. 成年後見人等ができること、できないこと …… P.3	5. 適切な後見事務を行っていただくために …… P.8
3. 成年後見制度について	Q&A …………… P.8
法定後見制度 …………… P.4	成年後見制度と関連事業に関する
任意後見制度 …………… P.5	相談・問合せ …… P.9,P.10
任意後見制度と関連する契約など …………… P.6	

1. 成年後見制度利用の手順・流れ





2. 成年後見人等ができること(職務)・できないこと

成年後見人等ができること(職務内容)は次のとおりです。

(1) 本人の代わりに財産管理や身上保護(身上監護)を行う

※本人の意向を尊重し、身体や生活状況に配慮しながら行います。

財産管理	身上保護(身上監護)
<ul style="list-style-type: none"> ● 金銭管理…預金管理、年金や給付金などの受け取り手続き、支払い、手続き ● 不動産(土地・建物など)の管理、修繕、売買、賃貸借に関する契約、手続き ● 相続手続き ● 税、登記に関する手続き など 	<ul style="list-style-type: none"> ● ヘルパーなどの福祉サービスの利用契約 ● 病院への入退院に関する契約、手続き ● 行政機関等、生活に必要な手続きとその費用の支払い ● 医療保険や生命保険など保険に関する契約、手続き など

(2) 成年後見人等の同意がない本人の不利益となる契約を取り消す

- お金の受け取り、受け取ったお金の利用
- 借金、保証人
- 土地や家などの不動産の売買や賃貸、高額商品の購入
- 訴訟
- 贈与、和解、仲裁契約
- 相続の承認、放棄、遺産分割
- 贈与や遺言で受け取れる財産の拒絶、または負担のついたこれらの受け取り
- 新築、改築、増設、または大改修、民法に規定する期間を超えて貸借すること

※家庭裁判所の審判により、民法で定められた行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(3) 家庭裁判所へ報告する

- 就任時報告
…成年後見人等に就任(家庭裁判所の審判確定)後、1か月～1か月半程度で本人の財産・生活状況を確認
- 定期事務報告・報酬付与申立
…年1回、家庭裁判所が定めた期間で資産・収支、本人の状況や成年後見人等の活動などを報告
第三者が成年後見人等になった場合、併せて報酬付与申立をすることが可能
- 終了報告
…本人がお亡くなりになり、成年後見人等として全ての業務が終了した後、財産を相続人に引き継いだことを報告

できないこと(例)

- × 本人以外のことに関する支出
- × 手術や延命などの医療に関する同意
- × 日常生活用品の買い物に関する取消
- × 買い物、介護・看護などの事実行為
- × 被後見人等の身元引受人・連帯保証人
- × 喪主
- × 結婚や離婚、遺言、養子縁組など、本人に代わって意思表示や取消・代理を行うこと

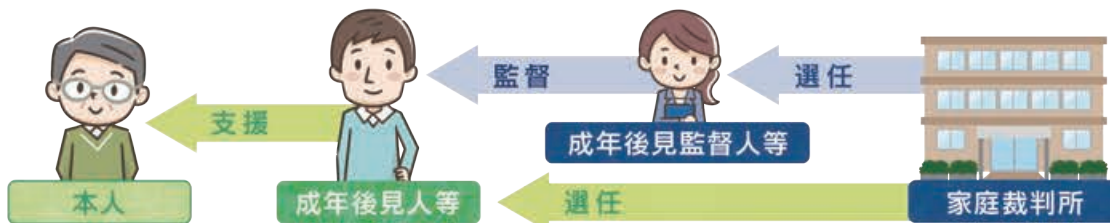
3. 成年後見制度について

法定後見制度



本人の判断能力が不十分になってから
家庭裁判所で手続き

成年後見人等選任までの流れ



判断能力が十分でない方に家庭裁判所が適切な成年後見人等を選びます。
判断能力の程度で3つの分類があります。

分類一覧	類型	本人の判断能力の程度	[本人の同意要否一覧]		
			申立て	同意権	代理権
補助	判断能力が不十分な方		必要	必要	必要
保佐	判断能力が著しく不十分な方		不要	不要	必要
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方		不要	不要	不要

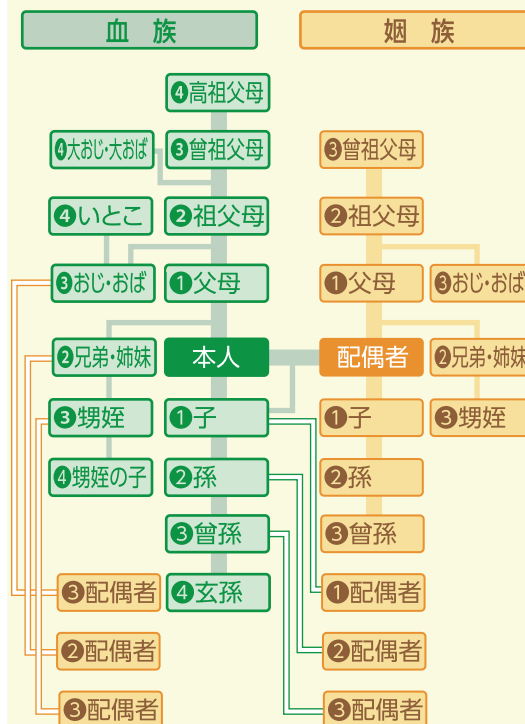
法定後見人の選任条件

- 申立人** 本人、配偶者、四親等内の親族(★)、市長等*
- 後見人候補者** 親族、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)、知人・友人などを申立人が希望することができます。決定は家庭裁判所が行います。
- 報酬** 本人の資産の中から生活に支障がない範囲で家庭裁判所が決めます。
- 監督** 家庭裁判所または成年後見監督人等が行います。

※成年後見監督人等の選任や後見制度支援信託、後見制度支援預貯金の利用指示がある場合があります。(P8参照)

★本人・配偶者・四親等内の親族図(民法725条)

親族の範囲 ※数字は親等を表す 六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族



① 知っておこう 市長申立て*

身寄りがない、身内から虐待を受けているなどの理由で申立てをする人がおらず、その人の福祉の向上を図るため行政が必要と判断すれば、市長が法定後見の申立てをすることができます。

① 知っておこう 成年後見制度利用支援事業

成年後見の申立て費用や成年後見人等への報酬負担が困難な方には、その費用の全部又は一部を助成する制度があります。

3.

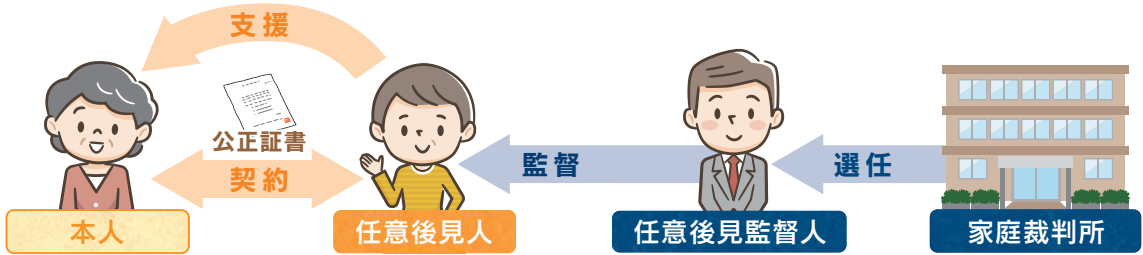
成年後見制度について

任意後見制度



本人が元気な時に公正証書で契約、
公証役場で手続き

任意後見人選任までの流れ



将来に備えて、本人が元気なうちから自分で後見人(任意後見人)を選びます。
「だれに」、将来の財産や身のまわりのことなど「**どんなことを**」頼むか、「**自分で決めて**」、
「**公正証書で契約(公証役場で手続き)**」します。

任意後見人の選任条件

- 期 間** 判断能力がなくなったときに家庭裁判所で手続きを行い、任意後見監督人の選任後、任意後見人は正式に活動します。
- 報 酬** 契約の時に決めておきます。
- 監 督** 任意後見監督人 ※任意後見監督人の報酬は家庭裁判所が決めます。

※任意後見人には取消権がありません。
※本人の意思決定の観点から、任意後見制度は、法定後見制度より優先されます。

種類 任意後見制度には、下記3つの種類があります。

将来型

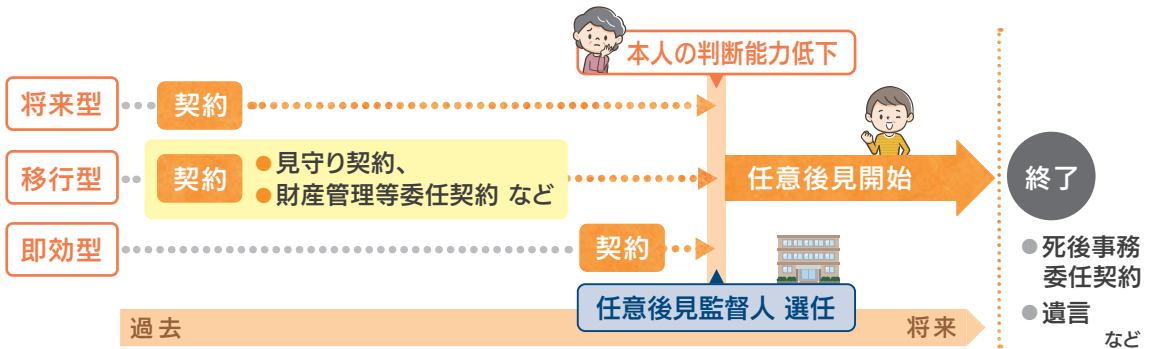
今は何も困ったことはない。将来、認知症などになった時から任意後見人に支援を頼みたい。

移行型

本人が元気なうちから、定期的に連絡を取り合ったり、必要時には訪問したりしてもらいたい。いよいよ認知症などになった時から任意後見人として支援してほしい。

即効型

本人の判断能力は低下しているが、契約を締結する能力はあるため、任意後見契約を結んだ後、すぐに任意後見人になって支援してほしい。



判断能力がなくなるまでの**移行期間(移行型)**は**見守り契約**や**財産管理等委任契約**などが、
死後の事務については**(三種類共通)**、別途、**死後事務委任契約**等、関連する契約が必要。(P.6参照)

■ 任意後見制度と関連する契約など

見守り契約（任意後見制度と併用）

支援する人が本人と定期的に面談や連絡を行い、本人の生活および健康状態を把握して、任意後見の開始時期の相談や判断をしてもらう契約です。

- 契約期間…任意後見が始まると、見守り契約は終了します。
- 契約相手…信頼できる人であれば、親族の方でも専門職でも可能です。



財産管理等委任契約（任意代理契約）

任意後見契約がスタートするまでの一時的な財産管理や生活上の事務手続等について、代理権を与える人を選び、具体的な援助の内容を決めて委任します。契約内容は、当事者の合意により自由に決めることができます。大事な契約なので、多くの場合は公正証書の形で作成します。また、任意後見契約書の作成と併せて契約を結ぶことが多いです。

- 契約相手…信頼できる人であれば、親族でも専門職でも可能です。

死後事務委任契約

本人の死後に発生する入院費の清算、葬儀などの事務を第三者に委任することができる契約です。大事な契約なので、多くの場合は公正証書の形で作成します。また、任意後見契約書の作成と併せて契約を結ぶことが多いです。

※任意後見人や法定後見人の職務は本人の死亡により終了するので、原則、死後事務は行いません。

- 契約相手…信頼できる人であれば、親族でも専門職でも可能です。
任意後見契約と併用する場合は、同じ人と契約すると引継ぎの手間を省け、死後の手続きがスムーズなものとなります。



公正証書遺言

遺言執行者を指定し、公正証書遺言を作成します。死後の手続きがスムーズなものとなります。

- 公正証書の作成 公証役場に相談し作成してもらいます。
- 遺言執行者 親族や専門職
- 公正証書遺言作成手数料 相続財産の価格により計算
- 遺言作成などの費用 約10万円～30万円
(専門職に公正証書の作成を依頼する場合)
- 遺言執行者報酬 詳しくは専門職にお問い合わせください。

4. 手続きに必要なもの

詳しくは家庭裁判所や公証役場へご確認ください。
※書類作成を専門職に依頼する場合、別途費用が必要です。

法定後見制度

●必要書類

- ・申立書類(家庭裁判所が定める様式)
- ・診断書及び診断書付票(成年後見制度用)
- ・本人情報シート
- ・戸籍謄本 ※本人
- ・住民票または戸籍附票
※本人及び成年後見人等候補者
- ・(後見人等が)登記されていないことの証明書
※本人
- ・介護保険被保険者証・療育手帳・
精神障害者保健福祉手帳など
判断能力の判定が分かる証書
もしくは手帳のコピー など

●基本の申立て費用(15,000円~20,000円程度)

- ・収入印紙 申立手数料
登記手数料
 - ・郵便切手
 - ・その他(診断書、戸籍謄本など)
所定手数料
- ※家庭裁判所が必要とした場合鑑定料が別途かかります。

任意後見制度

公正証書による 任意後見契約書の作成

●必要書類

- ・任意後見契約書
- ・印鑑証明書(発行3か月以内のもの)
※本人及び受任者
- ・実印 ※本人及び受任者
- ・戸籍謄本 ※本人
- ・住民票 ※本人及び受任者

●費用(15,000円~20,000円程度)

- ・公正証書作成基本手数料
- ・正本・謄本作成手数料
- ・法務局への登記嘱託料
- ・収入印紙
- ・その他(住民票、戸籍謄本など) 所定手数料

※上記は受任者1人で任意後見契約のみの場合
※任意後見契約と関連する契約(P.6参照)を追加する場合や複数で受任する場合は別途費用がかかります。

任意後見監督人選任の申立て

●必要書類

- ・申立書類(家庭裁判所が定める様式)
- ・戸籍謄本 ※本人
- ・住民票または戸籍附票 ※本人及び受任者
- ・後見登記事項証明書
(任意後見契約の登記) ※本人
- ・(後見人等が)登記されていないことの証明書
※本人
- ・任意後見契約書の写し
- ・診断書(成年後見制度用)
- ・本人情報シート

●基本の申立て費用(15,000円~20,000円程度)

- ・収入印紙
- ・郵便切手
- ・その他(診断書、戸籍謄本など) 所定手数料

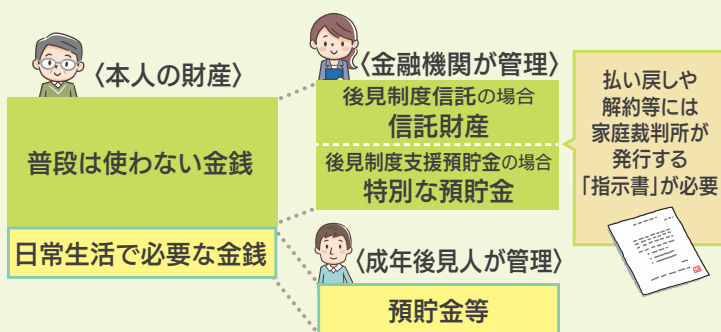
5. 適切な後見事務を行っていただくために

家庭裁判所の判断で利用が必要になることがあります。

後見制度支援信託、または後見制度支援預貯金の利用

本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに十分な金銭を預貯金として成年後見人が管理し、残りの普段は使わない金銭は、別口座で管理したり、信託銀行に預けたりするものです。

成年後見人にとっては、財産管理の負担が軽減されるメリットがあります。



成年後見監督人(保佐監督人・補助監督人)の選任



成年後見監督人等

予定されている後見事務が複雑困難である場合には、家庭裁判所は成年後見人等の事務をサポートするため、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職を成年後見監督人等に選任することがあります。

Q&A

Q1 申立てを取り下げることができますか？

A 申立てをすると、家庭裁判所の許可がなければ取り下げをすることはできませんので、ご注意ください。

例えば、申立人が候補者として推薦する方が成年後見人等に選任されそうにないという理由では、原則として申立ての取り下げは認められません。

Q2 成年後見人等は、選任されたらまずどのようなことをするのですか？

A 成年後見人等は、選任後速やかに面談などを通じて本人の状況や今後の希望を確認し、本人の生活に配慮します。また、成年後見人等には財産を適切に管理する義務があるため、銀行等へ必要な届け出を行い、後見事務の方針を立てた後、財産目録及び収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。

Q3 成年後見人等の仕事はいつまで続きますか？

A 成年後見人等の仕事は、本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、本人が亡くなるまで続きます。申立てのきっかけとなった問題(例えば遺産分割や保険金の受領など)が解決したから終わりというものではありません。

なお、成年後見人等を辞任するには、家庭裁判所の許可が必要となります。

成年後見制度と関連事業に関する相談・問合せ

成年後見制度 申立て受付に関すること

- 福岡家庭裁判所(福岡市の場合)
TEL:981-9606(後見センター開始係)
〒810-8652 福岡市中央区六本松4-2-4  市営地下鉄六本松駅①番出口から徒歩約3分

成年後見登記に関すること

- 福岡法務局戸籍課
TEL:721-9334
〒810-8513 福岡市中央区舞鶴3-5-25
- 東京法務局民事行政部後見登録課
TEL:03-5213-1360
〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎

成年後見制度の申立て手続き支援に関すること

- 福岡県弁護士会高齢者・障害者総合支援センターあいゆう
TEL:724-7709
〒810-0044 福岡市中央区六本松4-2-5(福岡県弁護士会館)
- リーガルサポートふくおか(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部)
TEL:738-7050
〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3-2-23(司法書士会館内)
- 法テラス福岡
TEL:0570-078359 ※IP電話をご利用の場合:050-3383-5501
〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4階



後見人等候補者に関すること

- 福岡県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センターあいゆう(弁護士) ※上記の連絡先を参照
相続問題・交通事故・債務整理・債権回収・親族間のトラブルなどの法的問題がある場合や、虐待などでご本人の権利が侵害されている場合、遺産分割協議や、不動産の管理・売却が必要な場合、管理財産が多様・高額な場合など、様々なケースに幅広く対応しています。法的紛争の解決の専門家として、実際に紛争が発生した場合に解決するばかりでなく、常に紛争の予防と円満な解決を視野に入れて活動します。
あいゆうには、成年後見に関する専門研修(2年に1回受講)を受けた弁護士が登録していますので、安心してご相談ください。
- 福岡県司法書士会/リーガルサポートふくおか(司法書士) ※上記の連絡先を参照
登記の専門家であり、相続手続や不動産の売却が必要な場合のほか、財産調査や管理が複雑な場合、債務整理が必要な場合など、様々な財産管理が求められる事案でお力になれます。
そのほか、ご親族が後見人を務める場合には、複数後見人として支援信託等の利用のための支援や、後見監督人としての支援にも対応しています。
リーガルサポート所属の司法書士は、後見制度や関連制度の研修を履修しております。市内各地で地域に根ざして活動しておりますので、地域密着の身近な存在として市民のみなさまをサポートします。
- 権利擁護センターばあとなあ福岡(社会福祉士)
社会福祉士の成年後見人等は、「福祉専門職としての強み」を活かし、障がいがあっても、歳をとっても「本人を中心に置いた」今後の医療・福祉サービスの利用や生活の組み立て、そのための財産管理を適切に行うことを活動の柱にしています。そのために私たちは、本人と関係を築くことが難しい場合は「寄り添い型の支援」、本人の抱える生活上の課題が複雑な場合は、本人を支援している他の支援者との「チーム支援」を心がけています。
TEL:483-2941
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-9-12 アイビーコートⅢビル5階

任意後見制度・公正証書遺言に関する契約・手続きに関すること

- 福岡公証役場
TEL:741-0310
〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3-7-13
大禅ビル2階
- 博多公証役場
TEL:400-2560
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-25-24
八百治ビル3階

市長による後見開始等の申立てに関すること

区役所 担当窓口	地域保健福祉課 (高齢者)	福祉・介護保険課 (知的障がい者)	健康課 (精神障がい者)	
区役所	東 区	TEL:645-1087 FAX:631-2295	TEL:645-1067 FAX:631-2191	TEL:645-1079 FAX:651-3844
	博多区	TEL:419-1099 FAX:441-0057	TEL:419-1079 FAX:441-1701	TEL:419-1092 FAX:441-0057
	中央区	TEL:718-1110 FAX:734-1690	TEL:718-1100 FAX:715-5010	TEL:761-7339 FAX:734-1690
	南 区	TEL:559-5132 FAX:512-8811	TEL:559-5121 FAX:512-8811	TEL:559-5118 FAX:541-9914
	城南区	TEL:833-4112 FAX:822-2133	TEL:833-4102 FAX:822-0911	TEL:831-4209 FAX:822-5844
	早良区	TEL:833-4362 FAX:833-4349	TEL:833-4353 FAX:831-5723	TEL:851-6015 FAX:822-5733
	西 区	TEL:895-7099 FAX:891-9894	TEL:895-7064 FAX:881-5874	TEL:895-7074 FAX:891-9894

身近な相談窓口

高齢者向け相談窓口

- いきいきセンターふくおか
(地域包括支援センター)

障がい者向け相談窓口

- 区障がい者基幹
相談支援センター

お住まいの地域の小学校区により担当が分かれています。
市ホームページまたは上記区役所担当窓口にお問い合わせください。



日常生活自立支援事業に関すること

本人との契約で、通帳や証書などのお預かり、日常生活に必要な手続きやお金の出し入れのお手伝い(代行)等を行います。

- 詳しくは各区社協事務所にお問い合わせください。

東区社協事務所	TEL:643-8922
博多区社協事務所	TEL:436-3651
中央区社協事務所	TEL:737-6280

南区社協事務所	TEL:554-1039
城南区社協事務所	TEL:832-6427
早良区社協事務所	TEL:832-7383
西区社協事務所	TEL:895-3110

消費者の契約トラブルに関すること

- 消費生活センター相談コーナー ※来所は要予約
TEL:781-0999 〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階

福岡市成年後見推進センター



認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な方が安心して暮らすことができるように、成年後見制度に関するご相談をお受けしております。

☎ 電話 092-753-6450 📠 FAX 092-734-2010

受付時間 火曜日～土曜日 午前9時～午後5時
(祝休日・年末年始を除く)

ホームページ <https://fukuoka-shakyo.or.jp/seinenkoken.html>

※相談は無料です。来所される場合は、事前にご連絡ください。



福岡市成年後見推進センター

成年後見制度に関する相談

成年後見制度についてのご相談をお受けし、制度利用の手続きなどの説明を行います。



成年後見相談会(予約制)

専門職による成年後見制度の利用に関する相談会を開催します。

日時 毎月第2火曜日および2月・5月・8月・11月の第4火曜日
午後1時～午後4時(1件45分)

申込方法 電話、来所またはFAXでお申込みください。

〒810-0062
福岡市中央区荒戸3-3-39
福岡市市民福祉プラザ3階
(ふくふくプラザ)

アクセス



市営地下鉄 空港線

- 唐人町駅4番出口 徒歩約7分



西鉄バス

- 福大若葉高校前バス停 すぐ
- 黒門バス停 徒歩約5分
- 唐人町バス停 徒歩約7分
- 大濠公園バス停 徒歩約10分



※福岡市成年後見推進センターは福岡市の委託を受け、福岡市社会福祉協議会が運営しています。

(令和6年3月発行)

発行元:福岡市成年後見推進センター